



千葉労働局発表
平成27年10月20日

【照会先】
千葉労働局労働基準部賃金室
室長 小幡 勝雄
室長補佐 藤澤 幸子
(直通電話)043-221-2328

報道関係者 各位

平成27年度千葉県特定（産業別）最低賃金の改正答申について
～7業種についてそれぞれ13円から15円の引上げ～

千葉地方最低賃金審議会（会長 中原秀登）は、千葉労働局長（小澤真一）から諮問を受け千葉県内で定められている7業種の最低賃金について各産業ごとに専門部会を設置して審議を行い10月20日までに、下表の内容の答申を行った。

千葉労働局長は、この答申を受け、異議申出などの手続を経て、千葉県特定（産業別）最低賃金を決定することとしている。

業 種	改正額（時間額）	発 効 予 定 日	改正前（時間額）	引上げ額	
特 定 最 低 賃 金	調味料製造業	852円	平成27年12月25日	839円	13円
	鉄 鋼 業	893円	平成27年12月25日	880円	13円
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	869円	平成27年12月25日	855円	14円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	872円	平成27年12月25日	859円	13円
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	854円	平成27年12月25日	841円	13円
	各種商品小売業	832円	平成27年12月25日	819円	13円
	自動車（新車）小売業	865円	平成27年12月25日	850円	15円

*なお、千葉県内で働くすべての労働者に適用される千葉県最低賃金は、平成27年10月1日に時間額817円に改正されました。